

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

滋賀労働局（局長 小島 裕）は、過労死等防止啓発月間である11月に、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーン等の取組を行います。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行います。また、「過重労働解消キャンペーン」の取組として、労使の主体的な取組を促すほか、労働局長による長時間労働削減に向けた積極的な取組を行った企業への訪問、長時間労働の是正や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを行います。

【過労死等防止対策推進シンポジウムの実施】

過労死等の防止活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。プログラムや参加申込方法についての詳細は別添1のとおり。

- 1 日 時：令和5年11月21日（火）13:30～16:00（受付13:00～）
- 2 会 場：ピアザ淡海 滋賀県民交流センター 3階大会議室
（大津市におの浜1-1-20）

【過重労働解消キャンペーンの概要（別添2参照）】

- 1 実施期間：令和5年11月1日（水）から11月30日（木）までの1か月間
- 2 具体的な取組

● 労使の主体的な取組を促します（詳細は別紙のとおり）。

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対して、労働局長が直接協力要請を行います。**※要請時の取材も可能です。**

- ① 要請先（労働組合）：日本労働組合総連合会滋賀県連合会
実施日時：令和5年10月24日（火）10:00～10:30
- ② 要請先（使用者団体）：一般社団法人滋賀経済産業協会
実施日時：令和5年10月27日（金）14:00～14:30

● 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問を実施します。

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を紹介します。**※10月末に別途広報予定です。**

● 「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働基準監督官が相談に対応します。

実施日時：11月3日（金・祝）9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル：0120-794-713

● 重点監督を実施します。

長時間労働が行われていると考えられる事業場等へ労働基準監督署が重点的な監督指導を実施します。

1 取組の趣旨・概要

雇用の推進と働きやすい滋賀の実現をめざし策定した「滋賀県雇用推進プラン」（※1）に基づく取組のうち、「働き方改革の推進」を重点的に取り組むべき重点課題の1つとして位置付ける共同宣言（※2）を行っていることから、キャンペーンに先立ち、使用者団体と労働組合に対して長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、主体的な取組を促します。

※1 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」（滋賀県・滋賀労働局・連合滋賀・（一社）滋賀経済産業協会）において平成27年3月に決定。

※2 平成29年3月27日に実施し、平成30年3月23日にも一層の推進を図るための共同宣言を改めて実施。

2 具体的な取組

1 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長への要請

- ◎ 日時：[令和5年10月24日（火）10:00～10:30](#)
- ◎ 場所：日本労働組合総連合会滋賀県連合会事務所
（大津市松本2-10-6）
- ◎ 出席者：日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 白木 宏司 氏 ほか
滋賀労働局 局長 小島 裕 ほか

2 一般社団法人滋賀経済産業協会会長への要請

- ◎ 日時：[令和5年10月27日（金）14:00～14:30](#)
- ◎ 場所：滋賀経済産業協会事務所
（大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階）
- ◎ 出席者：一般社団法人滋賀経済産業協会 副会長 黒川 健 氏 ほか
滋賀労働局 局長 小島 裕 ほか

【取材に当たってのお願い】

取材をご希望される場合は、お手数ですが
滋賀労働局労働基準部監督課（担当：中井、土肥）あて、
[ご連絡（077-522-6649）](tel:077-522-6649) いただきますようお願いいたします。
また、当日は取材いただいた方にも要請文（写）を配付いたします。

3 使用者団体、労働組合などへの要請

そのほか、関係団体、地方公共団体等へも協力要請を行います。

滋賀会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年
11月21日(火)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

ピアザ淡海 滋賀県民交流センター
3F 大会議室

(滋賀県大津市におの浜1-1-20)

参加無料
《事前申込》

基調講演

「過労死・過労自殺の現状と課題」



弁護士・過労死等防止対策推進全国センター 常任幹事
過労死弁護団全国連絡会議 幹事

古川 拓 氏

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

滋賀会場

プログラム

[主催者挨拶]
滋賀労働局 労働基準部長

[基調講演]
「**過労死・過労自殺の現状と課題**」
古川 拓 氏 (弁護士、古川・片田総合法律事務所)

[過労死遺族の声]

古川 拓 氏

弁護士(京都弁護士会 所属)
弁護士法人 古川・片田総合法律事務所 代表

京都大学経済学部卒業
2004年 弁護士登録
2014年 弁護士法人 古川・片田総合法律事務所設立、
現在に至る

過労死等ほか多数の労災事件を担当。著書に「労災事件
救済の手引-労災保険・損害賠償請求の実務-(第2版)」
(青林書院)など

会場のご案内

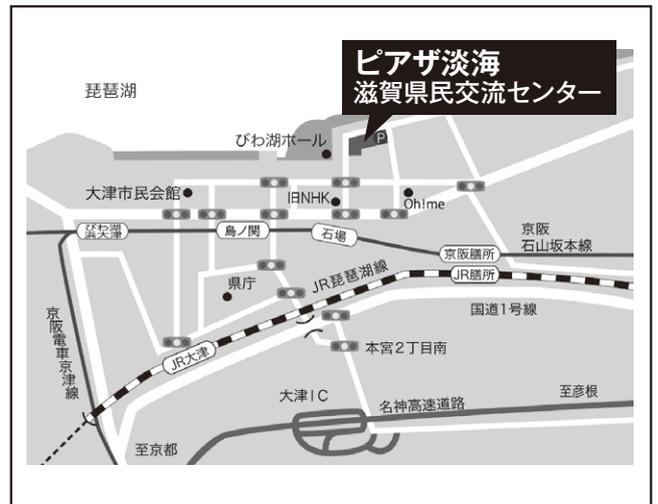
ピアザ淡海 3F 大会議室

(滋賀県大津市におの浜1-1-20)

- ・JR大津駅から京阪・近江バス「草津駅西口行」または「石山駅行」に乗車、
「大津署前」下車 約10分
- ・京阪電車石場駅から徒歩約5分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当するにをお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-087-555

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します
長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します
11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時 **0120-794-713**

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05 過重労働解消のためのセミナーを開催します
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。
*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



ご自身の労働時間を見つめ直してみましよう。

11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。 **無料** 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時
なくしましろう 長い残業 **0120-794-713**
※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料) ※匿名でもOK



11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です
都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。
労働条件相談ほっとライン (厚生労働省委託事業) **0120-811-610** 月~金 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

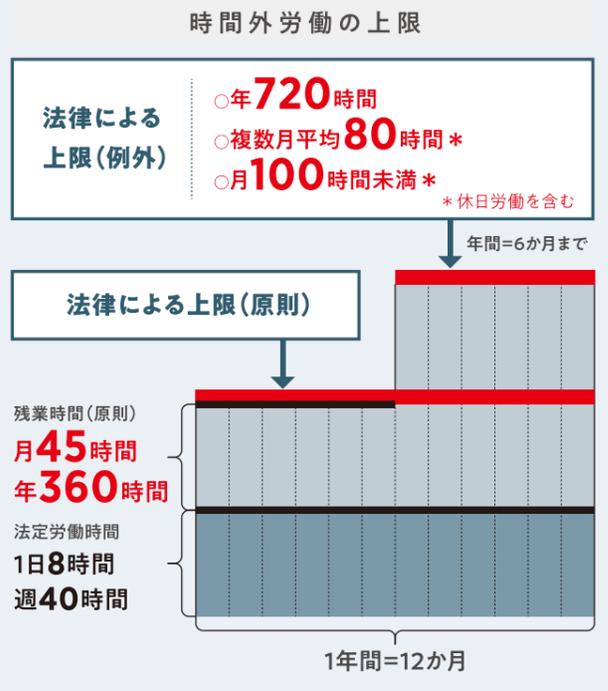


働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与と制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組まましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
 ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
 ※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)